せいかつ ほ ご

# 生活保護のしおり

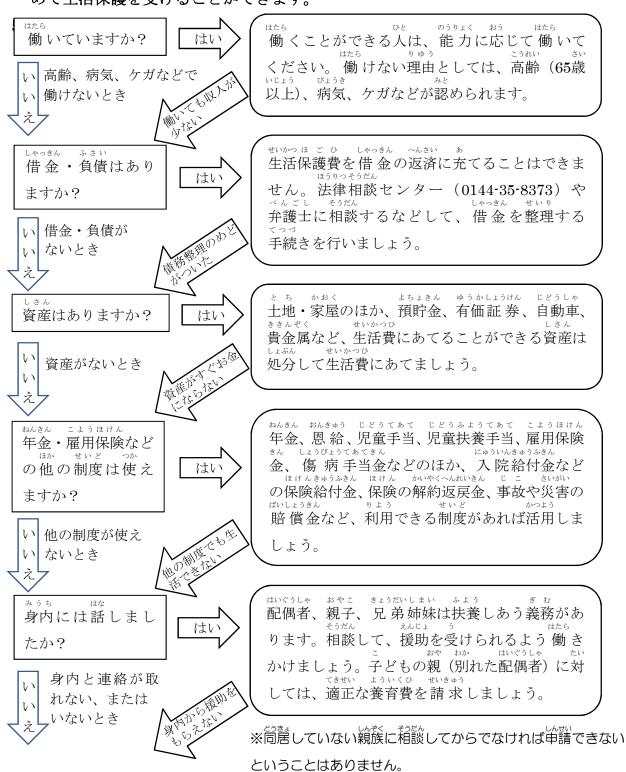
とまこまいしょくしぶせいかつしえんしつ
苫小牧市福祉部生活支援室

- はじめに
- ◇ 私たちが生活していくうえで、思いがけない病気や事故その他 さまざまな理由によって、自分の努力ではどうしても生活できな くなることがあります。
- この「生活保護のしおり」は、制度の内容や仕組みをご案内するものですが、もしわからないことがありましたらお気軽に市のるくしませいからない。

せいかつ ほ ご しんせい まえ

# 1 生活保護を申請する前に

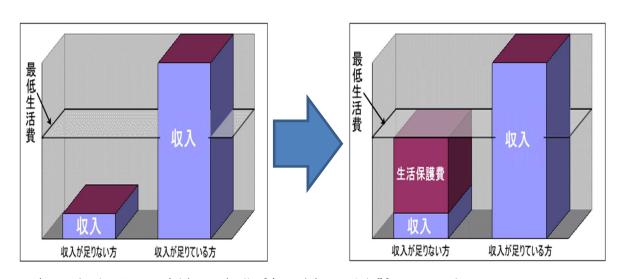
◇他の制度を使い努力して、家計の見直しをしても生活できないときにはじ せいかっほご う めて生活保護を受けることができます。



以上のような、利用できる他の手段をすべて使っても最低限の生活を維持でき はや ふくしぶせいかつしえんしつ そうだん る見込みがないときは、早めに福祉部生活支援室へご相談ください。

# 2 生活保護の仕組み

- ◇「収入」とは、働いて得たものに限らず、年金、手当や扶養義務 者からの仕送り、資産を売る・貸すなどして得たものなど、世帯が 得ている全ての収入のことです。なお、働いて得た収入については、必要経費や収入額に応じた一定の額を差し引いて認定 することになります。



さいていせいかつひ ねんれい きょじゅうち せたい にんずう か ※最低生活費は、年齢や居住地、世帯の人数などで変わります。

- 3 生活保護を受給するための手続き
- thypo は ご そうだん しんせい (1) 生活保護の相談・申請について

- せいかつほご しんせい けってい きかん (2) 生活保護の申請から決定までの期間
- ○申請を受理した後、生活支援室の担当者(ケースワーカー)が家庭訪問を行

  がい、面接し、今までの生活歴、現在の生活状況、世帯員の健康状況、

  しゅうにゅう しさん ふようぎむしゃ じょうきょう せいかつほご けってい ひつよう じこう 収入、資産、扶養義務者の状況など、生活保護の決定に必要な事項を

  ちょうさ
  調査します。

まょう ぎむしゃ 扶養義務者への照会を控えて欲しい場合はご相談ください。

しんせいしょ せいかつしえんしつ ていしゅつ げんそく にちいない ちょうさ じかん 中請書を生活支援室に提出してから、原則として14日以内(調査に時間が とくべつ じじょう ばぁい にちいない ちょうさ う ばぁい かかる特別な事情があった場合には30日以内)に調査し、受けられる場合に は「決定通知書」を、受けられない場合には「却下通知書」を生活支援室から送ります。

#### ttvかつほご しゅるい 4 生活保護の種類

せいかつほご くに きだ きじゅん もと つぎ しゅるい ふじょ 生活保護には、国が定めた基準に基づき、次の8種類の扶助があります。

世いかつふじょ	た もの き こうねつひ せいかつ ひつよう ひょう 食べ物、着るもの、光熱費など、生活に必要な費用
きょういくふじょ 教育扶助	がくようひん がっきゅうひ きゅうしょくひ ぎ むきょういく ひつよう ひょう 学用品や学級費、給食費など、義務教育に必要な費用
じゅうたくふじょ 住 宅扶助	**** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
いりょうふじょ <b>医療扶助</b>	びょうき いりょうひ ふずい ひょう 病気やケガによる医療費や、それに付随する費用
かいごふじょ	かいごほけんひょう ほんにんふたんぶんおよ かいごほけんりょう 介護保険費用の本人負担分及び介護保険料
しゅっさんふじょ 出産扶助	しゅっさん ひつょう ひょう じょさんせいど りょう ばあい 出産に必要な費用(助産制度を利用できない場合)
せいぎょうふじょ 生業扶助	こうこう しゅうがく ぎのう しかく しゅとく ひつよう ひょう 高校での就 学や技能・資格の取得などのために必要な費用
そうさいふじょ 葬祭扶助	そうさい ひつよう ひょう <b>葬祭に必要な費用</b>

た りんじてき じゅよう おう かくしゅ いちじょじょ その他、臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助があります。

かり

ちりょうざいりょうひ 治療材料費	かがね、つえ、コルセットなどの費用	
おむつ代	びょうき ひつよう ばあい ひょう 病気などによりおむつが必要な場合の費用	
いそうひ <b>移送費</b>	つういん つうがく こうつうひ <b>通院・通学の交通費など</b>	
かぐじゅうきひ 家具什器費	保護開始時などに持ち合わせがない場合において、最低生活	
	ちょくせつひつよう すいじょうぐ しょっき に直接必要な炊事用具や食器などの費用	
契約更新料	じゅうたく けいやくこうしん ひつよう こうしんてすうりょう かさいほけんりょう ほしょうりょう 住宅の契約更新に必要な更新手数料、火災保険料、保証料	
	など	

### せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう けんり ぎ む

# 5 生活保護受給中の権利と義務

ほごの さいていげん せいかっ いじ きゅうふ ひょう ぜいきん 保護費は最低限の生活を維持するための給付であり、その費用は税金によ

まかな せいかつほご じゅきゅうしゃ とくべつ けんり いっぽう って 賄 われています。そのため、生活保護受給者には特別な権利がある一方

で課せられる義務も多くあります。

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう けんり

## <生活保護受 給 中の権利>

ほご う かた ほしょう

# 保護を受けている方に保障されること

せいとう りゅう けってい ほご ふりえき へんこう

- ○正当な理由なく、すでに決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- ○保護金品に対して税金を課せられること、差し押さえられることはありません。

#### ほご う かた りょう せいど 保護を受けている方が利用できる制度

zうもく <b>項目</b>	under 1	<sup>びこう</sup> <b>備考</b>
こていしさんぜい げんめん 固定資産税の減免	<sub>しさんぜいか</sub> <b>資産税課</b>	
しみんぜい げんめん 市民税の減免	しみんぜいか 市 <b>民税課</b>	
ほいくりょう めんじょ 保育料の免除	いくせいかようじほいくかかり こども育成課幼児保育係	
こくみんねんきんほけんりょう ほうていめんじょ 国民年金保険料の法定免除	ほけんねんきんかねんきんかかり 保険年金課年金係	ほ ごけっていこ てつづ <b>保護決定後に手続きが</b>
じりっしえんいりょう ほんにんふたんがく 自立支援医療の本人負担額	tub	必要です。
げんめん じこふたんがく えんの減免(自己負担額を 0円		
へんこう に変更します)		
じゅしんりょう めんじょ NHK受信料の免除	むろらんほうそうきょくえいぎょうぶ NHK室蘭放送局営業部	

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう ぎ む

# <生活保護受 給 中の義務>

ほ ごじゅきゅうしゃ せいかつ ほ ご う けんり ゆず わた

- ○保護受給者は、生活保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。
- かけい せつやく はか かのう はんい じりつ めざ ひつよう ○家計の節約を図り、可能な範囲で「自立」を目指す必要があります。

ここでいう「自立」とは、経済的な自立だけでなく、身体・精神の健康を回復・いじ せいかつかんり おこな にちじょうせいかつじりつおよ しゅうい こうりゅう ふょうぎむしゃ維持し、生活管理を行う日常生活自立及び、周囲と交流する、扶養義務者かんけい いじ しゃかいてき じりつ ふくとの関係を維持するなどの社会的な自立も含みます。

#### ぐたいてき 具体的には

はたら じじょう かた のうりょく おう はたら

- ●働けない事情がない方は、能力に応じて働かなければなりません。
- きんせんめん かぎ びょういん そうげい み まわ せ わ せ わ からの援助を得るよう努力する必要があります。
- びょうき はたら ばあい いし しじ したが ちりょう う ひつよう ●病気やケガで働けない場合は、医師の指示に従い治療を受ける必要があります。
- ●過度な遊興やギャンブルなどによる浪費は慎んでいただく必要があります。
- ●借金はできません。また、生活保護費を借金の返済に充てることもできません。

#### とどけで ぎ む ○届出の義務

せいかつ しゅうにゅう じょうきょう へんか

●生活や 収 入 の 状 況 に変化があったとき

せいかつ ほ ご じゅきゅうせ たい え かね しゅうにゅう →生活保護受給世帯が得たすべてのお金は、収入として取り扱います。

きゅうりょう ねんきん おんきゅう てあて しおく よういくひ 給料だけでなく、年金、恩給、手当、仕送り、養育費、子どものアル 

かねいがい かんきんか ち もの しおく とど →お金以外でも、換金価値のあるような物の仕送りがあれば、届ける必要 があります。

と ち かおく ざいさん ばいきゃく しゅとく

●土地・家屋など財産を売 却、取得したとき

しゅうしょく たいしょく けっこん かてい へんか しょう

● 就 職、退職、結婚など、家庭に変化が生 じたとき

びょういん つういん にゅういん たいいん

●病 院へ通院、入院、退院するとき

しじ したが ぎ む

○指示に 従 う義務

ほご じっしきかん ほ ご じゅきゅうちゅう かた たい ほ ご もくてきたっせい 保護の実施機関は、保護受給中の方に対して、保護の目的達成のため に必要な指導や指示をします。これらに 従 わないときは、保護の実施機関 せいかつ ほ ご へんこう ていし

は、生活保護を変更、停止、または廃止することができます。

ほごひ へんかん

# 6 保護費の返還について

せいかつほご かいしいこう なん じじょう しさん ○生活保護の開始以降に何らかの事情で資産を得たときは、それまでの間に しきゅう ほごひ ぜんぶ いちぶ へんかん 支給した保護費の全部または一部を返還してもらうことがあります。

例えば・・・

せいかつ ほ ご かいしじ

●生活保護開始時にお金に換えることができなかった財産を、お金に換え

ることができたとき

●年金をさかのぼって受け取ったとき

ほけんきん ほしょうきん じだんきん ●事故や災害により保険金、補償金、示談金などを受け取ったとき

# で りっしぇん 7 自立支援プログラムについて

とまこまいし ひほごせたい じりっ せっきょくてき しえん 苫小牧市では、被保護世帯の自立を積極的に支援するため、3つの自立に

しょうい

向けたさまざまなプログラムを用意しています。

# ◇ 3つの自立

しゅうろうじりつ しゅうろう けいざいてき じりつ めざ

〇就 労自立 ・・・・就 労による経済的な自立を目指します。

しゃかいせいかつじりつ
しゃかいてき
かいふく いじ ちぃきしゃかい いちいん
○社会生活自立・・・社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員と
じゅうじつ せいかつ おく め ざ
して充実した生活を送ることを目指します。

とまこまいし じりつしえん
◇苫小牧市の自立支援プログラム

Lyaan <b>種類</b>	プログラム		
	ひほごしゃしゅうろうしえんじぎょうかつよう ①被保護者就労支援事業活用プログラム		
しゅうろうじり つ	せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃとうしゅうろうじ りっそくしんじぎょう ②生活保護受 給者等就 労自立促進事業プログラム		
就労自立	みんかんしょくぎょうしょうかい ③民間職業紹介プログラム		
	ぎのうしゅうとく しゅうろうしえん ④技能習 得による就 労支援プログラム		
しゃかいせいかつじりつ 社会生活自立	しゃかいさんかかつどう かか こべつしえん ⑤社会参加活動に係る個別支援プログラム		
	たじゅうさいむせいりしえん ⑥多重債務整理支援プログラム		
日常生活自立	こうこうしゅうがくおよ たいがくぼうし ⑦高校就 学及び退学防止プログラム		
	こ けんぜんいくせいおよ よういくしゃ しゅうろうしえん ⑧子どもの健全育成及び養育者の就 労支援プログラム		